平成２４年（フ）第７０号
徳島県小松島市日開野町字勝久27番地の２
破産者　正部　敏雄
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５７号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島58番地７、旧住所徳島市国府町中58番地の１
破産者　濱田　光寛
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２８号
北九州市門司区葛葉３丁目５番26号、開始決定時の住所北九州市門司区矢筈町３番28号
破産者　福田富久代
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２５号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊３丁目５番13号　佃アパート３号
破産者　平川　順児
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１７９号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地26
破産者　福地　幸広
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第６７号
宮城県東松島市大曲字堺堀80番地　矢本運動公園野球場応急仮設住宅10―８号室、前住所宮城県石巻市大瓜字棚橋63番地
破産者　鈴木すみ子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
群馬県沼田市材木町1179番地４
破産者　八木千香子
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２１３号
埼玉県比企郡小川町大字大塚888番地４
破産者　新井　　誠
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１８号
埼玉県行田市城南13番７号
破産者　坂本　悟郎
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１４号
香川県高松市成合町465番地52
破産者　桐原　里砂（旧姓鎌谷）
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見2321番地６
破産者　佐藤　教一
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第３６号
熊本県阿蘇郡高森町大字色見2321番地６
破産者　佐藤　治美
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第２９１号
宮崎市清水１丁目12番13号　ＮＪＪ．ＢＬＤ105号、住民票上の住所宮崎市清水１丁目12番13号　しづかコーポ105号
破産者　村上　和英
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１８号
宮崎県日南市大字板敷2554番地２、開始決定時の住所宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
破産者　日髙　雅代
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙5053番地、開始決定時の住所宮崎県日南市北郷町北河内4373番地12
破産者　日髙　　勝
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
岐阜県下呂市小坂町長瀬148番地
破産者　佐藤　道夫
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２３９号
奈良県橿原市鳥屋町31番13号
破産者　髙田　　靖
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
三重県津市高野尾町2386番地198、住民票上の住所奈良県橿原市内膳町４丁目３番17号
破産者　寺澤　英尚
1　決定年月日　平成27年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１６１１号
札幌市白石区本郷通７丁目北３番12号、住民票上の住所札幌市清田区美しが丘３条７丁目１番30号
破産者　坂本　國弘
1　決定年月日　平成27年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部